

## 老人保健施設むつみ園通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団翠輝会が開設する老人保健施設むつみ園（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設むつみ園
- (2) 開設年月日 平成3年3月29日
- (3) 所在地 兵庫県宍粟市波賀町飯見36-30
- (4) 電話番号 0790-75-2810 FAX番号 0790-75-3810
- (5) 管理者名 山岸 洋之

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2853880017号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                  |      |
|------------------|------|
| (1) 管理者          | 1人   |
| (2) 医師           | 1人以上 |
| (3) 看護職員若しくは介護職員 | 4人以上 |
| (4) 支援相談員        | 1人以上 |
| (5) 理学療法士・作業療法士  | 1人以上 |
| (6) 栄養士          | 1人以上 |
| (7) 調理員          | 8人以上 |
| (8) 事務職員         | 1人以上 |
| (9) 用務員          | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 栄養士・管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 調理員は、給食の調理、配膳、機器の消毒保管、食堂の清掃、その他調理に係わる業務を行う。
- (9) 事務員は、庶務、経理、職員の福利厚生、その他各部署の属しない維持管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、40人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法その他必要なりハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

当事業所は保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(身体の拘束等)

第 11 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 12 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(褥瘡対策等)

第 14 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添1）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り当事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙は、……………看護・介護特に必要と認める場合を除き禁止する。
- ・ 火気の取扱いは、……………禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、……………通常の用途を備えているものを除き、申し出により

可否する。

- ・所持品・備品等の持ち込みは、…当事業所の指示によるもの以外は原則として認めない。
- ・金銭・貴重品の管理は、………当事業所指示の金銭以外持ち込みを禁止する。
- ・宗教活動は、………禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、………禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は、………禁止する。
- ・その他必要事項については申し出によりその都度双方で相談する。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、事業所管理者とは別に定める。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）………年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底………随時
  - ④ 普通救命士講習、心肺蘇生訓練その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添 2）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるも

のとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

3 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第19条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団翠輝会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第23条 通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者の周知徹底を図る。
  - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当事業所において従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 2 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  - 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 職員に対して、個人情報保護法を遵守させ、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、就業規則第50条(9)を適用するほか、必要ある時は本規定第69条(13)を適用する。

(苦情処理)

第 25 条 当事業所は提供した介護保険サービスに関し、利用者からの苦情に迅速・適切に対応する為に苦情窓口を設置し必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団翠輝会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(通所リハビリテーション実施地域)

第 27 条 通所リハビリテーション実施地域 宍粟市内

付 則

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 2 年 2 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別添 1・・・褥瘡対策指針は褥瘡対策マニュアル内にあり

別添 2・・・事故発生防止のための指針は事故防止マニュアル内にあり